平成２１年（フ）第２３４号
長野市大字鶴賀90番地４、前住所長野市檀田２丁目23番８号
債務者　橋爪　進一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
長野市大字鶴賀90番地４、前住所長野市檀田２丁目23番８号
債務者　橋爪　芳美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
長野県安曇野市三郷明盛1116番地
債務者　望月　洋美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１１号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目７番35―１号
債務者　鍾　　淑華
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８２号
岐阜県各務原市東山１丁目26番地
債務者　北村　文明
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８３号
岐阜県各務原市東山１丁目26番地
債務者　北村　範子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２７８号
岐阜県郡上市白鳥町大島1034番地５
債務者　石徹白あき子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
岐阜市高河原295番地３
債務者　山田奈美江
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
岐阜市天池１丁目13番28号　メゾンヤマト337号室
債務者　池本　幸吉
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
岐阜市大洞桜台７丁目13番地
債務者　浅野　雄介
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８号
岐阜県瑞穂市美江寺510番地
債務者　渡會　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１号
兵庫県宝塚市高司１丁目４―41メルヴェイユドミール205、住民票上の住所神戸市北区惣山町３丁目10番地の11
債務者　カーステージこと　山本　芳弘
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６４号
兵庫県宍粟市山崎町五十波748番地４
債務者　星川　智寛
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４１号
徳島県美馬市脇町字東赤谷名788番地、前住所徳島県美馬市脇町大字脇町103番地
債務者　倉橋　政江
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第９６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙527番地　井上アパート１号
債務者　清家　徳浩
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９８号
愛媛県宇和島市下波1333番地
債務者　川中都利子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（フ）第８８２号
高知市介良乙920番地
債務者　竹村　行浩
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１６号
高知市北久保１番７号　エピナール北久保202号
債務者　上田　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
高知地方裁判所破産係